

災害廃棄物の処理に関する基本協定（案）の概要について

環境整備課

岩手県と秋田県は、東日本大震災により特に処理することが必要になった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域的な処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本協定について、現在、岩手県と協議を行っている。その概要は、次のとおりである。

第1 目的

この協定は、被災地である岩手県の復旧復興を支援するため秋田県内において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

第2 災害廃棄物の受入要件等

- (1) この協定の枠組内で処理するものとして、秋田県内の廃棄物処理施設において受け入れる災害廃棄物については、次の要件を満たすものとする。
 - ①放射性セシウム濃度（セシウム134及びセシウム137の合計。以下同じ。）の目安値は、100Bq/kg以下とすること。
 - ②廃石綿、PCB廃棄物等特別管理廃棄物及び石綿含有廃棄物に該当するものを含まないこと。
 - ③受け入れる廃棄物処理施設の基準に適合する形状、寸法等であること。
- (2) (1)の災害廃棄物を受け入れて焼却処分した場合の生成物（主灰、飛灰、熔融スラグ及び熔融メタルをいう。）については、次の要件を満たすものとする。
 - ①主灰及び飛灰の放射性セシウム濃度が、各々8,000Bq/kgを超えないこと。
 - ②熔融スラグ及び熔融メタルの放射性セシウム濃度が、各々100Bq/kgを超えないこと。
- (3) (1)及び(2)を満たさない場合、岩手県は、秋田県と協議の上、災害廃棄物及びその生成物について、排出元である被災した市町村（以下「排出被災市町村」という。）に返却するなどの措置を講じるものとする。

第3 市町村等との調整

岩手県と秋田県は、この協定の枠組内で災害廃棄物を処理するに当たり必要となる調整を市町村、一部事務組合及び民間の廃棄物処理業者と行うものとする。

第4 岩手県が秋田県に委託した災害廃棄物の処理

- (1) 岩手県が被災市町村から事務の委託を受けた災害廃棄物の処理を秋田県に委託する場合、当該災害廃棄物の種類、数量その他必要な事項について、事前協議するものとする。
- (2) 秋田県は、(1)の委託を受けた場合に、その処理を秋田県内の市町村若しくは一部事務組合又は秋田県災害廃棄物処理支援協議会（秋田県と社団法人秋田県産業廃棄物処理協会を構成員とする団体）が推薦する民間の廃棄物処理業者に委託して実施することができる。

第5 第4以外の委託形態による災害廃棄物の処理

この協定の枠組内で災害廃棄物を処理をすることとして、秋田県内の市町村が被災市町村から直接に委託を受けるなど第4以外の委託形態により災害廃棄物を処理する場合には、岩手県は、被災市町村がこの協定を遵守するように助言するものとする。

第6 運搬等の委託契約の締結

岩手県と秋田県は、この協定の枠組内で災害廃棄物を処理するに当たり、この協定とは別に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき必要となる運搬及び処分の委託契約を関係者が締結するよう調整するものとする。

第7 経費の負担

この協定の枠組内で災害廃棄物を処理する際の経費の負担について、岩手県は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 岩手県が委託したものに係る経費については、岩手県が負担するものとする。
- (2) 岩手県以外の者が委託したものに係る経費については、第6の契約の中で明確に規定するように岩手県は助言するものとする。

第8 有効期間

この協定の有効期間は、平成24年 月 日から平成26年3月31日までとする。

第9 協議

岩手県と秋田県は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を改正しようとするときは、その都度、協議するものとする。

参 考

災害廃棄物の処理に関する覚書（案）の概要について

岩手県及び秋田県は、災害廃棄物の処理に関する基本協定（平成24年〇月〇日締結。以下「基本協定」という。）の第4に基づき、同協定が締結された後に改めてこの覚書を締結することとして、現在、岩手県と協議を行っている。その概要は、次のとおりである。

1 災害廃棄物の種類等

- (1) 岩手県被災市町村に保管された災害廃棄物であって、岩手県が秋田県に処理を委託するものは、次の表に定めるとおりとする。

災 害 廃 棄 物		
排出元被災市町村名	種 類	上限量（トン）
洋 野 町	可燃系混合廃棄物	29,000
久 慈 市		
野 田 村		
普 代 村		

- (2) 岩手県被災市町村に保管された災害廃棄物で前項の表に定めるもの以外のものであっても、岩手県と秋田県が基本協定の目的に照らしてその処理が必要であると認めて合意した場合には、当該災害廃棄物についてもその種類及び上限量を定めた上で、この覚書に基づき処理することとする。

2 災害廃棄物の運搬方法等

- (1) 災害廃棄物の運搬はダンプトラック等の輸送によることとし、岩手県の責任において積み込むものとする。
- (2) 災害廃棄物のダンプトラック等への積込みに当たり、秋田県は、現物を確認の上、受入要件に適合しないものについては、その場で岩手県に返却するものとする。

3 廃棄物処理施設への受入れ

秋田県が、災害廃棄物を受け入れる場合には、当該災害廃棄物の寸法、形状等について、受入廃棄物処理施設ごとに、岩手県と秋田県は事前協議するものとする。

4 放射能の監視等

- (1) 秋田県は、別に定める秋田県災害廃棄物に関する放射能管理マニュアルに基づき、災害廃棄物の選別、破碎、搬出、運搬、焼却処分及び埋立処分の各段階において、放射能の監視を行うものとする。
- (2) 秋田県は、(1)により異常が認められた場合には、当該災害廃棄物の受入れを中断するとともに、その対応について直ちに岩手県と協議するものとする。

5 災害廃棄物の処理期間

この覚書に基づく災害廃棄物の処理期間は、平成24年〇月〇日から平成26年3月31日までとする。